

## 議長諮詢事項に関する運営理事会協議結果

### ○議長諮詢事項

項目	協議結果
1 「横浜市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」の改正について	<p>(多数意見)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・資料2の改正案のとおり改正すること。</li></ul> <p>(少数意見)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・費用弁償については、議員報酬、政務活動費など現行の議員にかかる予算総額の範囲内に収め、また、費用弁償を行う場合は実費支給とすべき。</li><li>・費用弁償については、現行どおりとし、条例改正を行わない。</li></ul>

## 横浜市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（案）（新旧対照表）

現行	改正案
<p>第1条から第4条まで省略</p> <p>（費用弁償）</p> <p><b>第5条</b> 議員が職務のため市外に出張したときは、費用弁償として旅費を支給する。</p> <p>2 前項の旅費は、横浜市旅費条例（昭和23年10月横浜市条例第73号）中、特号の者に支給する額により、同条例を準用してこれを支給する。</p>	<p>（費用弁償）</p> <p><b>第5条</b> 議員が職務のため出張したときは、費用弁償として旅費を支給する。</p> <p>2 前項の旅費は、横浜市旅費条例（昭和23年10月横浜市条例第73号）中、特号の者に支給する額により、同条例を準用してこれを支給する。</p> <p>3 議員が招集に応じて会議、委員会（分科会、小委員会及び理事会を含む。）又は地方自治法第100条第12項に規定する議案の審査若しくは議会の運営に関し協議若しくは調整を行うための場（以下「会議等」という。）に出席したときは、費用弁償として、1日につき、次の各号に掲げる議員の居住地の区分に応じ、当該各号に定める額を支給する。</p> <p>(1) 神奈川区、西区、中区、南区及び磯子区 1,000円</p> <p>(2) 鶴見区、港南区、保土ヶ谷区、旭区、金沢区、港北区及び栄区 2,000円</p> <p>(3) 緑区、青葉区、都筑区、戸塚区、泉区及び瀬谷区 3,000円</p> <p>4 会議等の決定により議員が市内に出張したときは、費用弁償として、第1項に規定するもののほか、1日につき、前項各号に掲げる議員の居住地の区分に応じ、当該各号に定める額を支給する。</p> <p>附 則（平成25年 月条例第 号）  <u>（施行期日）</u>  1 この条例は、平成 年 月 日から施行する。  <u>（経過措置）</u>  2 この条例による改正後の横浜市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に支給事由の生じた費用弁償について適用し、同日前に支給事由の生じた費用弁償については、なお従前の例による。</p>